

令和6年度行政組織機構改革

今回の行政組織機構改革は、「行政需要の変化への対応」の基本方針に基づき、組織の見直しを行いましたので、その内容についてお知らせします。

主な改革内容

●契約管財課の「公共施設マネジメント推進室」を「公共施設マネジメント係」に変更

公共施設の個別調査と大規模改修等の計画が概ね終了し、係に移行してもその役割は十分果たせるため、「公共施設マネジメント推進室」を「公共施設マネジメント係」に変更します。

●「自治協力員に関する業務」を秘書課からまちづくり協働課へ移管

協働のまちづくりを推進するため、自治会と密接に関係のある「自治協力員に関する業務」を秘書課からまちづくり協働課へ移管し、まちづくり協働課の「協働推進係」の名称を「まちづくり協働係」に変更します。

●「人権擁護委員に関する業務」を総務課から人権推進課へ移管

効率的な行政運営を推進するため、「人権擁護委員に関する業務」を総務課から人権推進課へ移管します。

●「男女共同参画係」をまちづくり協働課から人権推進課へ移管

女性政策や女性問題等の施策を人権施策と一体的に推進していくため、「男女共同参画係」をまちづくり協働課から人権推進課へ移管します。

●社会福祉課の「障害者支援係」を「障害福祉係」に統合

業務の効率的な連携体制を構築するため、障害者支援係を廃止し、「障害福祉係」に統合します。

●「ふるさと納税推進係」を契約管財課から商工観光課へ移管

ふるさと納税の更なる推進を目指し、業務の効率的な連携体制を構築するため、「ふるさと納税推進係」を契約管財課から商工観光課へ移管します。

市民のみなさんのニーズに
応えられるよう頑張るった!

